

平成30年10月2日

舞鶴市議会議長 上野 修身 様

舞鶴市監査委員 尾関 善之

住民監査請求（舞鶴市職員措置請求書）に基づく監査結果について（通知）

平成30年8月14日に提出された地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項の規定に基づく住民監査請求について、舞鶴市監査基準に準拠して監査を執行したので、その結果を下記のとおり通知する。なお、監査委員 瀬野 淳郎は法第199条の2により除斥した。

記

1 事実関係の確認

(1) 監査の対象

本件請求は、平成28年度舞鶴市病院事業会計決算において、2,327万円が不納欠損処理され、医業未収金が約6,000万円あることについて、債権の管理を怠っているとした住民監査請求である。

(2) 現金支出を伴わない費用

決算報告書の収益的収支における特別損失の予算額を超えた支出については、現金支出を伴わない費用によるものである。これは、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。)第18条第5項のただし書を根拠とし、行政実例(昭和38年12月27日自治丁企発第49号)において、未収金額の欠損処分、固定資産売却損等に適用できるとされている。

(3) 債権管理と不納欠損

舞鶴市債権管理条例(平成25年条例第12号。以下「条例」という。)は、第6条において債権の放棄を、第7条はその債権を議会に報告することを規定している。市民病院は、平成29年舞鶴市議会6月定例会において、議会に放棄した債権の報告を行っている。

不納欠損には、第6条の規定のほかに、民法による時効の援用等がある。行政実例（昭和27年6月12日地自行発第161号）において不納欠損処分とは、「時効による債権の消滅、権利の放棄等のため、すでに調定し納入を告知した歳入が徴収し得なくなった場合において、その収納がないにもかかわらず当該徴収事務を結了せしめる決算上の処分」とされている。

不納欠損は同年9月定例会で、「平成28年度舞鶴市病院事業会計決算の認定及び資本剰余金の処分について」において審議され、議案は認定を受けている。

また、市民病院は、新病院の債権に併せて旧病院の債権も徴収を行い、収納にあたっては、債権管理マニュアルをもとに、督促、電話催告、臨宅催告を行うとともに債権管理課と連携した取り組みを行うなど、債権管理に努めている。

（4）最高裁判所の判例

最高裁判所平成2年6月5日判決において、「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものでなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれらに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認めるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない」と判示されている。

2 判断

（1）本件請求は、違法、不当な財務会計行為及び怠る事実を、個別的、具体的に摘示したものでない。最高裁判所の判例のとおり、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように摘示することを要し、舞鶴市職員措置請求書及びこれらに添付された事実を証する書面の各記載を総合しても、監査請求の対象が具体的に摘示されていないと認められ、特定を欠くものと言える。

（2）収益的収支における現金支出を伴わない費用については、施行令で認められ

た制度であり、運用については行政実例の通りであり、補正予算の計上を必ず必要とするものでない。

(3) 債権に関して、議会への報告や議案提出は行われており、条例の下に市民病院は債権管理課と連携を緊密にとり、関係法令等に基づき不納欠損処理を含めた債権管理を行っている。

(4) 措置の要求として、市長の謝罪と適切な事務処理に修正することを求めているが、法第242条第1項では、地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができるとしており、謝罪や事務処理はこれにあたるものではない。

3 結論

以上のような事実関係の確認、判断に基づき、本件請求人の主張には正当な理由が見当たらないと判断する。よって、本件請求を却下する。